

# 新井薬師前駅周辺地区まちづくり協議会 規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会の名称は、新井薬師前駅周辺地区まちづくり協議会（以下「本会」という。）と称する。

(区域)

第2条 新井薬師前駅周辺地区とは、上高田1～5丁目（全域）、新井5丁目（全域）、松が丘1丁目（1～33番）（以下「本地区」という。）とする。

(位置づけ)

第3条 本会は、「新井薬師前駅周辺地区まちづくり検討会」を継承し、まちづくりの実現に向けた会とする。

(理念と目的)

第4条 本会は、本地区の「これからのふるさとまちづくり」を目指して、住民が主体となり、これまでに育んできた伝統・文化及び地域特性を活かしつつ、行政と協働して地域住民の生活・文化の向上及び社会福祉の増進に寄与することにより、魅力的で活力があり、安全で安心な住みよいまちづくりを目指すことを基本理念として、地域住民参加による諸活動を行うことを目的とする。

(活動内容)

第5条 本会は、前条に規定する理念と目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1)本地区住民の生活の向上と地域活性化に関する事項
- (2)本地区の住民又は各種団体等との連携及び調整に関する事項
- (3)本地区の総合的施策に関する事項
- (4)行政等との協働に関する事項
- (5)その他、本会の目的達成に必要な事項

2 本会は、政治活動及び布教等活動は行わない。

(会員)

第6条 本会は、第4条に規定する理念と目的に賛同する者を会員として構成する。

2 会員の種別及び資格は、次のとおりとする。

- (1)個人会員 本地区に居住する者、土地若しくは建物を所有する者又は営業する者
- (2)団体会員 本地区に活動拠点を有する各種団体・組織及び法人等（以下「各種団体等」という。）
- (3)賛助会員 本地区外に住所を有する個人又は活動拠点を有する各種団体等

(入会)

第7条 本会に入会しようとする者は、別途細則に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

(退 会)

第8条 会員が、会員資格を失ったとき若しくは自ら退会の申し出があったときは、退会したものとみなす。この場合、会費は返還しない。

(会 費)

第9条 会員は、年度ごとに会費を納入しなければならない。会費の額及び納入方法については、別途細則で定める。

## 第2章 役 員 等

(役員の種類別)

第10条 本会に次の役員を置く。

- |     |      |     |
|-----|------|-----|
| (1) | 会長   | 1名  |
| (2) | 副会長  | 若干名 |
| (3) | 事務局長 | 1名  |
| (4) | 会計   | 1名  |
| (5) | 部会長  | 若干名 |
| (6) | 監事   | 2名  |

(役員を選任)

第11条 役員は、総会において会員の中から選任する。

(役員職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、当該職務を代行する。

3 事務局長は、本会の運営及び活動に関する事務を処理するとともに、会長と協議のうえ、会員及び関係機関・団体との連絡調整を行う。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(相談役)

第14条 本会は、相談役を置くことができる。

(事務局)

第15条 本会の事務局は会長宅に設置し、次に定める業務を行う。

- (1) 本会の運営に関すること。
- (2) 各部会の総括・調整に関すること

- (3) 各種事務手続き及び庶務に関すること
- (4) 会計事務に関すること

### 第3章 会 議

(会議の種別)

第16条 本会に、次の会議を設置する。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 部会

### 第4章 総 会

(総会の構成)

第17条 総会は、第6条に規定する会員をもって構成する。

(総会の審議事項)

第18条 総会は、次に掲げる事項を審議、議決する。

- (1) まちづくり計画の策定に関する事項
- (2) 活動計画及び活動報告に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 役員を選任に関する事項
- (5) 会費に関する事項
- (6) 規約に関する事項
- (7) その他本会の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第19条 総会は、会長が招集する。

2 通常総会は、年1回、会計年度終了後、概ね2か月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するとき開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会員の3分の1以上の者から要求があったとき又は運営委員会において総会開催の議決があったとき。

(総会の議長)

第20条 総会の議長は、会長または会長が指名する者が務める。

(総会の定足数)

第21条 総会は、会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。ただし、止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合、当該会員は総会に出席したものとみなす。

(総会の議決)

第22条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席者した会員の過半数をもって決する。この場合において、議長は会員としての表決に加わることはできない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、必要事項を記載した議事録を作成しなければならない。

## 第5章 運 営 委 員 会

(運営委員会の構成)

第24条 運営委員会は、監事を除く役員をもって構成する。

2 前項の規定にかかわらず、監事は運営委員会に出席することができる。

(運営委員会の審議事項)

第25条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議、議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 総会及び役員会から提議された事項
- (4) 会員の入退会に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(運営委員会の開催)

第26条 運営委員会は会長が招集する。

(運営委員会の議長)

第27条 運営委員会の議長は、会長がこれに当たる。

(運営委員会の定足数)

第28条 運営委員会は、第24条第1項に規定する構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

## 第6章 部 会

(部会の種別及び所掌業務)

第29条 第5条各号に掲げる事項について詳細な検討を行うため、必要に応じて部会を置き、当該各号に定める活動を行うことができる。

- (1) 企画・広報（本会の組織、企画及び情報発信などに関する活動）
- (2) 福祉・環境（本地区住民の健康・福祉の増進及び環境保全に関する活動）
- (3) 交通・道路（本地区の都市計画に関する活動）
- (4) 防災・防犯（本地区の安全・安心の確保に関する活動）

(5) その他まちづくりに関する事項

(部会の構成)

第30条 部会は、個人会員、団体会員及び賛助会員をもって構成する。

- 2 会員は、前条の部会のいずれかに属することとする。
- 3 部会には、部会長を置く。
- 4 部会長は、必要に応じて、部会に検討テーマに関する専門家等の出席を求め、又は資料等の提出を求めることができる。ただし、その選定については、事前に運営委員会の承認を得ることとする。
- 5 部会は原則として公開し、部会の承認を得た者は意見を述べることができる。

## 第7章 会計及び会計監査

(経費の支弁)

第31条 協議会の運営等に要する経費は、会費、寄付金、助成金、補助金、その他の収入をもって支弁する。

(会計年度)

第32条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第33条 監事は、本会の会計監査において関係帳簿等を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

## 第8章 個人情報の保護及び情報公開

(個人情報の保護)

第34条 役員等本会に従事する者は、本会の活動を通じて得た個人情報により、個人の権利及び利益が侵害されることがないように、その保護に努めなければならない。

(情報公開)

第35条 会長は、本会の運営及び活動等に関し、会員から文書等の閲覧請求があった時は、正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。

## 第9章 雑則

第36条 この規約の施行に関し必要な事項は、運営委員会の審議を経て細則で定める。

附則

- 1 この規約は、平成28年4月25日（協議会設立の日）から施行する。